

【民暴弁護士について】

今日は、私たち民事介入暴力対策委員会に所属している弁護士がどのような仕事をしているのかについてお話したいと思います。

まず、1つ目として、起きてしまった民暴事件を解決するということがあります。2つ目には、民暴事件を未然に防ぐために啓蒙活動や研修を行うという仕事です。

以前にも、この暴追通信で紹介させていただきましたが、民暴委員会では、数年前から、啓蒙活動の1つとして、県民大会等で寸劇を行っております。不当要求やえせ同和など、実際に起こっている民暴事件について、ただ講義などでお話

するのではなく、寸劇という目に見える形でわかりやすくお伝えすることを目的にしています。このような劇は、脚本・監督・小道具・ナレーター・演者もすべて民暴委員会所属の弁護士が務めており、本業とは違うお仕事に、四苦八苦しながらもやりがいを持ってやらせていただいております。ありがたいことに、ご好評いただいております。

その他にも、不当要求防止責任者講習の講師も務めております。暴追センターでは、公安委員会から委託を受けて、不当要求防止責任者講習を定期的実施しており、その際に私たち民暴委員会所属の弁護士が講師を務めさせていただいております。講習を初めて受ける方の中には、「民暴」ってなんだろう、「不当要求」とか「暴力団」なんてうちには関係ないだろうなどと思っている方もたくさんいらっしゃいます。私たちとしては、「不当要求」は「暴力団」に限らないことなどを説明しながら、実際に起こった事件をご紹介します、その対策・予防方法などについてお話をしています。このような講習を受けていただき、各企業でも不当要求に対する対処法がわかっているならば、不当要求の被害を受けずにすむのです。

また、3つ目として、暴力団員や準暴力団員、その周辺の人たちを更生させるということもあります。

私たち弁護士は、刑事事件の弁護人を務めることも多々あります。これは、罪を犯してしまった人であっても、その権利を守る必要がありますし、また捕まっていて外部と連絡がとれない被疑者・被告人の代わりに被害者の方に謝罪の意思を伝えたり、慰謝料を払ったりという仕事をすることも重要だからです。このように、刑事事件の弁護人を務めていると、暴力団員らに騙されたり脅されたり利用されて罪を犯してしまった人の弁護を行うことがあります。

特に少年の被疑者の場合には、自分の学校の先輩またはさらにその先輩に暴力団員の知り合いがいて、その人からやれと言われて断れなかった、ただその場に行ってくればいいと言われたのに実際に行ったら犯罪現場だったなど、自ら積極的に犯罪行為に手



を染めるつもりがなかったのに、結果として犯罪行為をしてしまったというケースが少なくありません。

もちろん、結果として罪を犯している以上、その人が罪を償うことは当然ですし、どんな事情があったとしても、犯罪を起こすことは決して許されないということは言うまでもありません。ただ、上記のような場合には、そもそも暴力団員やその周辺にいる人がいなければ、その人が罪を犯すことはなかったわけです。

このような場合、自分を犯罪に誘ってきた先輩らと縁を切ることで今後その人が罪を犯さないようにすることと、暴力団員・その周辺の人物を減らすことができます。1度このような人たちとの関係をもってしまうと、その関係を断ち切るということはとても大変です。そのために、私たち弁護士が、被疑者・被告人が社会復帰した後に、実際にその人たちと縁を切って生活をしていくサポートをしていくのです。このように、更生の手伝いをするのも弁護士の重要な仕事です。実際に、社会復帰後に暴力団員らと縁を切った生活を送ることができるようになった人から、定期的に手紙をもらうこともあります。

このように、私たち弁護士は色々な方法で民暴事件撲滅に向け奮闘しております。今後ともご協力よろしくお願い致します。

寄稿者

さいたま市大宮区宮町 2-28 あじせんビル 6 階 (受付 4 階)

埼玉中央法律事務所 ☎ 048-645-2026 FAX 048-643-5793

埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会

近藤 里沙 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.106」から編集したものです。